

## 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

### 1 趣旨

地方公務員法の改正により、地方公務員の定年年齢が引上げられること等に伴い、関係する条例について一部改正を行った。

### 2 主な内容

#### (1) 定年の引上げ

国家公務員法の定年を基準とし、定年の年齢を条例で定めた。

	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

#### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入  
→条例でその対象範囲及び管理監督職勤務上限年齢を定めた。
- 管理監督職勤務上限年齢制の特例として特定管理監督職群を導入  
→条例で管理監督職勤務上限年齢制の特例を定めた。

#### 【特定管理監督職群】

特定の管理監督職グループ※に属する場合、1年単位で、管理監督職に留任又は同一の管理監督職グループに属する管理監督職に転任等できる（定年退職日まで延長可）。

※ 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情があるもの

#### (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 条例で定める年齢（60歳。以下「条例年齢」という。）に達した日以後定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用できる制度を導入（任期は常勤職員の定年退職日まで）  
→条例年齢及び選考等について条例で定めた。

#### (4) 暫定再任用制度の導入（令和13年度末までの経過措置）

- 現行の再任用制度は廃止  
→職員の再任用に関する条例（平成12年条例第48号）を廃止した。
- 定年の段階的な引上げ期間中は、条例で現行と同様の暫定的な再任用制度を定めた。

#### (5) 情報提供・意思確認制度の新設

任命権者は、職員に対して、条例年齢の前年度に、条例年齢以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報を提供し、職員の条例年齢以後の勤務の意思を確認

#### (6) 給与等に関する措置

国家公務員の取扱いを踏まえ、条例で60歳超の職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定

### 3 施行日

令和5年4月1日（2(5)に係る規定については公布の日）

## 改正された主な条例とその概要

	2の關係部分
(1) 職員の定年等に関する条例（昭和 59 年広島県条例第 26 号）	
○定年を 65 歳に改め、2 年に 1 歳ずつ引き上げる	(1)
○管理監督職勤務上限年齢は 60 歳とし、対象者は管理職手当受給者とこれに準ずる者とする	(2)
○管理監督職勤務上限年齢制の特例（特定管理監督職群等）の要件を整理する	(2)
○情報提供、意思確認を 60 歳に達する前年度に行う	(5)
○60 歳以後は従前の勤務実績等を参考に定年前再任用短時間職員として採用可とする	(3)
(2) 職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 22 号）	
○60 歳以後（60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日以降。以下同じ。）の給料月額を、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の 7 割水準とする（任期を定めて採用する職員、定年 65 歳以外の職員等を除く。）	(6)
○管理監督職勤務上限年齢者に対して、管理監督職勤務上限年齢前の給料月額の 7 割水準と降任後の給料月額の 7 割水準との差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を支給する	(6)
○管理監督職勤務上限年齢調整額を期末手当、勤勉手当等の算出基礎に含める	(6)
○暫定再任用職員の給料月額、期末手当、勤勉手当等は定年前再任用短時間勤務職員と同様とする	(4)
(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 24 号）	
○地方公務員法の改正に伴う教育職員の特殊勤務手当の対象となる職員の文言修正	(3)
(4) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 25 号）	
○職員の給料月額が 60 歳以後 7 割水準になることを地公法の降給として位置付ける	(6)
(5) 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 26 号）	
○7 割措置前の減給の効果（最大 10%）が 7 割措置後も続く場合は、現に受ける給料月額を基準とする	(6)
(6) 職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年広島県条例第 2 号）	
○60 歳以後に、定年前の退職を選択した職員について、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する	(6)
○応募認定退職者（59 歳時）の給料月額の割増率を 3% とする（2% → 3%）	(6)
○60 歳以後に定数改廃、公務上死亡等退職の場合は給料月額の 2% 割増措置を設ける	(6)
○退職手当の算出は給料月額に管理監督職勤務上限年齢調整額を加えた額を基礎とする	(6)
(7) 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年広島県条例第 18 号）	
○管理監督職勤務上限年齢特例者（特定管理監督職群等）を育児休業、育児短時間勤務の対象外職員とする	(2)
(8) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年広島県条例第 5 号）	
○暫定再任用職員の勤務時間等は、定年前再任用短時間勤務職員と同様にする	(3)
(9) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 49 号）	
(2) 職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 22 号）と同様	
(10) 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年広島県条例第 67 号）	
○管理監督職勤務上限年齢調整額を教職調整額の算定基礎となる給料月額に含める	(6)
○暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額の支給について、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする	(6)